平成27年1月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域の中で生活している聴覚障害者や視覚障害者の福祉 向上を図ることを目的として、手話及び要約筆記、点字等特殊な技術を習得 した人材を育成するボランティアグループの活動を支援することを目的に社 会福祉法人防府市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が行う「手話、 要約筆記、点字及び音声訳ボランティア育成事業」に交付する補助金につい て必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、市長が予算の範囲内において決定する。

(助成金の交付申請)

- 第3条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支予算書
  - (2) 事業計画書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付の決定を通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第5条 市社協は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を 市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により市社協の提出する適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を市社協に支払うものとする。

(実績報告)

第6条 市社協は、年度終了後遅滞なく防府市社会福祉協議会各種講習会運営 費補助金実績報告書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出 しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付申請書

(宛先) 防府市長

申請者 住所団体名代表者名

防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付要綱第3条の の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添え て申請します。

記

申請額 金 円

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号で申請のありました防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載のとおりであること。
- 3 事業に係る実績報告書の提出は、完了後遅滞なく行うこと。

年 月 日

防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金実績報告書

(宛先) 防府市長

住所 団体名 代表者名

防府市社会福祉協議会各種講習会運営費補助金交付要綱第6条の 規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

## 添付書類

- 1 収支決算書
- 2 事業報告書